

単品スライド説明会

資 料

平成20年7月

沖縄総合事務局 開発建設部

申請及び提出様式一覧表

<参考-2>

平成〇〇年〇月〇〇日

<様式-2>

平成 年 月 日

請 負 者 殿

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 ○○ ○○

工事請負契約書第25条の適用に基づく請求に伴う

工事請負契約書第25条第8項の適用について（通知）

標記について、平成 年 月 日付けで協議のあった○○○○工事における
工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1 スライド額協議開始日

平成 年 月 日

請負代金額の変更の対象材料証明書

発注者

殿

請負者

商号又は名称

代表者氏名

印

平成〇年〇月〇日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 名

記

品 目	規 格	単 位	数 量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	備 考
記載例								
○鋼	○	t	00.0	000.000	000.000	○○商社	H〇年〇月	
○鋼	○	t	00.0	000.000	000.000	○○商社	H〇年〇月	
			000.0	000.000	000.000.000			H〇年〇月 計
○鋼	○	t	00.0	000.000	000.000	○○商社	H〇年△月	
○鋼	○	t	00.0	000.000	000.000	○○商社	H〇年△月	
			000.0	000.000	000.000.000			H〇年△月 計
○鋼	○	t	00.0	000.000	000.000			○鋼合計
□油	○	L	000	000	000.000	○○石油	H〇年△月	
□油	○	L	000	000	000.000	○○石油	H〇年△月	
			0000	000	000.000			H〇年△月 計
□油	○	L	000	000	000.000			□油合計
△油	○	L	000	000	000.000	□□石油	H〇年□月	
△油	○	L	000	000	000.000	□□石油	H〇年□月	
			0000	000	000.000			H〇年□月 計
△油	○	L	000	000	000.000			△油合計

(注)

1. 購入単価、購入数量等については、その内容を証明する資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
3. 対象材料の燃料油について、全てを証明する書類の提出が出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 注1の証明資料に不備があり、対象材料の確認が出来ない場合は、請負代金額の変更（単品スライド条項の適用）は出来ない。

申請及び提出様式一覧表

<様式-3>

平成 年 月 日

請負者 住所
氏名 殿

支出負担行為担当官
関東地方整備
又は
分任支出負担行為担当官 関東地方整備局
〇〇事務所長

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う
工事請負契約書第25条第5項の適用について（協議）

平成 年 月 日付で請求のあった標記について、工事請負契約書第25条第7項に基づき、下記のとおり協議する。
なお、異存がなければ、別添の様式による工事請負契約書に記名押印のうえ提出願いたい。

1. 工事名

2. スライド変更金額（増）¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -
うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -

<様式-4>

工事請負変更契約書（第 回）

工事名

変更契約事項

1. 変更工事請負〇額 ¥
うち取引に係わる消費税及び地方消費税〇額 ¥
2. 工事請負契約書第25条第5項の規定に基づく賃金又は物価の変動による変更
3. その他、原請負契約書及び第〇回変更契約書条項のとおり

上記変更契約の証として本書2通を作り、当事者記入押印のうえ、各自1通を原請負契約書及び第〇回変更契約書とともに保有する。

平成 年 月 日

支出又は分任支出負担行為担当官

住 所:

官職氏名:

請負者

住 所:

氏 名:

申請及び提出様式一覧表

<様式5>

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇 殿

又は
分任支出負担行為担当官
〇〇河川国道事務所長 〇〇 〇〇 殿

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
(株)〇〇建設 〇〇支店
氏 名 支店長 〇〇 〇〇

請負代金額の変更について(協議)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求した標記について、工事請負契約書第25条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 工 事 名 〇〇地区〇〇〇〇工事
- 協 議 額 増額 ￥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円(消費税込み)
- 確 認 調 書 別紙のとおり
- そ の 他

<様式5-1>

スライド変更額確認調書

工事名: ○○地区○○上部工事						精算額: 500,000,000			予定価格: 550,000,000						
工 程	種 別	細 別	資 材 名	規 格	単 位	変動前資材価格			適用開始日以前の出来高			変動後資材価格			摘 要
						数 量 ①	単 価 ②	金 額 ③=①×②	数 量 ④	金 額 ⑤=④×②	数 量 ⑥=①-④	単 価 ⑦	金 額 ⑧=⑥×⑦		
鋼橋上部			溶融亜鉛メッキ	HDZ35	t	3.20	78,000	249,600			0	3.20	78,000	249,600	
		床版工													
		合成床版保結													
			鉄筋工	SD345 D16～25	t	57.00	71,200	4,058,400			0	57.00	106,800	6,087,600	
		合成床版材料費	鋼製パネル	m2	2,032.00	38,300	77,825,600			0	2,032.00	49,700	100,990,400		
			側鋼板	m	400.00	11,200	4,480,000			0	400.00	15,600	6,240,000		
	橋梁付属物工														
		鋼製伸縮継ぎ手													
		鋼製伸縮装置	伸縮量320mm	m	20.30	656,000	13,316,800			0	20.30	918,400	18,643,520		
		鉄筋工	SD345 D16～25	t	0.34	71,200	24,208			0	0.34	106,800	36,312		
		差し金アングル	D16×350	本	160.00	330	52,800			0	160.00	333.3	53,328		
		変位制限装置	変位制限装置	式	1.00	147,000	147,000			0	1.00	205,800	205,800		
		排水管	ポリプロピレン φ20	m	26.70	1,260	33,642			0	26.70	1,260	33,642		
		ゾケット	FC250 40A	個	22.00	253	5,566			0	22.00	253	5,566		
		可とう継手	150A	個	37.00	8,550	316,350			0	37.00	8,550	316,350		
		可とう継手	200A	個	37.00	13,900	514,300			0	37.00	13,900	514,300		
		フレキシブルジョイント	150A	個	5.00	21,200	106,000			0	5.00	21,200	106,000		
		エルボ管	90° 150A	個	18.00	2,350	42,300			0	18.00	2,350	42,300		
		エルボ管	90° 200A	個	6.00	4,790	28,740			0	6.00	4,790	28,740		
		レギュレーサ	150A～200A	個	8.00	2,080	16,640			0	8.00	2,080	16,640		
		橋梁用防錆工	鉄筋工	SD345 D13	t	19.64	73,200	1,437,648			0	19.64	109,800	2,156,472	
			鉄筋工	SD345 D16～25	t	6.87	71,200	489,144			0	6.87	106,800	733,716	
		巻立コンクリート	鉄筋工	SD345 D16～25	t	1.58	71,200	112,496			0	1.58	106,800	168,744	
			鉄筋工	SD345 D29～32	t	4.63	72,200	334,286			0	4.63	108,300	501,429	
合計額								195,727,273		5,914,000				269,919,579	

$$\text{⑨変動対象数量の当初価格計} = (\text{③} - \text{⑤}) \times \text{落札率} \times \text{消費税}$$

$$= (195,727,273.00 - 5,914,000) \times 0.9091 \times 105/100$$

$$= 181,185,397$$

$$\text{⑩変動対象資材価格計} = \text{⑧} \times \text{落札率} \times \text{消費税}$$

$$= 269,919,579.00 \times 0.9091 \times 105/100$$

$$= 257,650,507$$

$$\text{鋼材類の変動額} = \text{⑨} - \text{⑩} = 76,465,110$$

$$\text{精算額1\%} = 5,000,000$$

鋼材類に関して、変動額が、精算額の1%以上のため協議対象。

既済部分検査請求書様式

平成20年6月13日以降に既済部分検査を行う工事で、今後単品スライドを申請する予定がある場合に既済部分請求書に**契約書25条5項の協議の対象とすることを求めることを明記**する。

様式-73

年月日:

支出又は分任支出負担行為担当官(官職氏名)

殿

請負者 (住所)

(氏名)

印

請負工事既済部分検査請求書

工事請負契約書第37条第2項により既済部分検査を請求します。

今回、請求する部分払いの範囲については、工事請負契約書第25条第5項の対象とすることを併せて請求します。

記

工 事 名		
工 期	自	
	至	

(注) 1. 監督職員に提出

スライド額の算定方法

4. スライド額(S)の算定方法

①スライド額は、対象となった鋼材類又は燃料油に該当する対象資材の単価の変化から変動額を算定し、対象となる工事費の1%を超える額。

②但し、実際に要していない費用まで発注者が追加で支払うことは適切ではないため、それぞれの品目類毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか安い方とする。

単品スライドは精算的な変更であるため、あくまで設計段階よりも実際の購入価格が大幅に高騰し、請負代金額にまで影響が生じるような場合を想定しているものであり、高騰した実際の購入価格の影響額について、発注者と受注者で分担しようとするもの。しかしながら、発注者はあくまで国民の税金を預かって執行しているという立場からは、実際の購入価格が一般的な価格よりも高い場合までその金額を負担することは適切ではないことから、実勢価格を用いて算出した価格の範囲内である場合に限ることとしたものである。

計算例1

請負代金額		200,000,000		1%相当額	2,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S=2,400,000-2,000,000=400,000					

計算例2

請負代金額		100,000,000		1%相当額	1,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	6,600,000	1,100,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S = 1,100,000+2,400,000-1,000,000=2,500,000					

スライド額の算定方法

5. スライド額(S)の算定式

● スライド額 = 鋼材の変動額 + 燃料油の変動額 - 対象工事費 × 1%

$$(M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

● $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$ (当初の鋼材類又は燃料油の金額)

$$= \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$\{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times \text{落札率} \times 105/100$$

● $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ (変動後の鋼材類又は燃料油の金額)

$$= \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$\{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times \text{落札率} \times 105/100$$

ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ は実際の購入金額とする。

実勢価格を使用する
場合は落札率がかかる

・実際の購入金額には落札率はかからない
・個別の材料毎ではなく、品目毎の合計値で実勢価格と購入価格の安い方の金額とする。

p : 設計時点における各対象材料の実勢単価

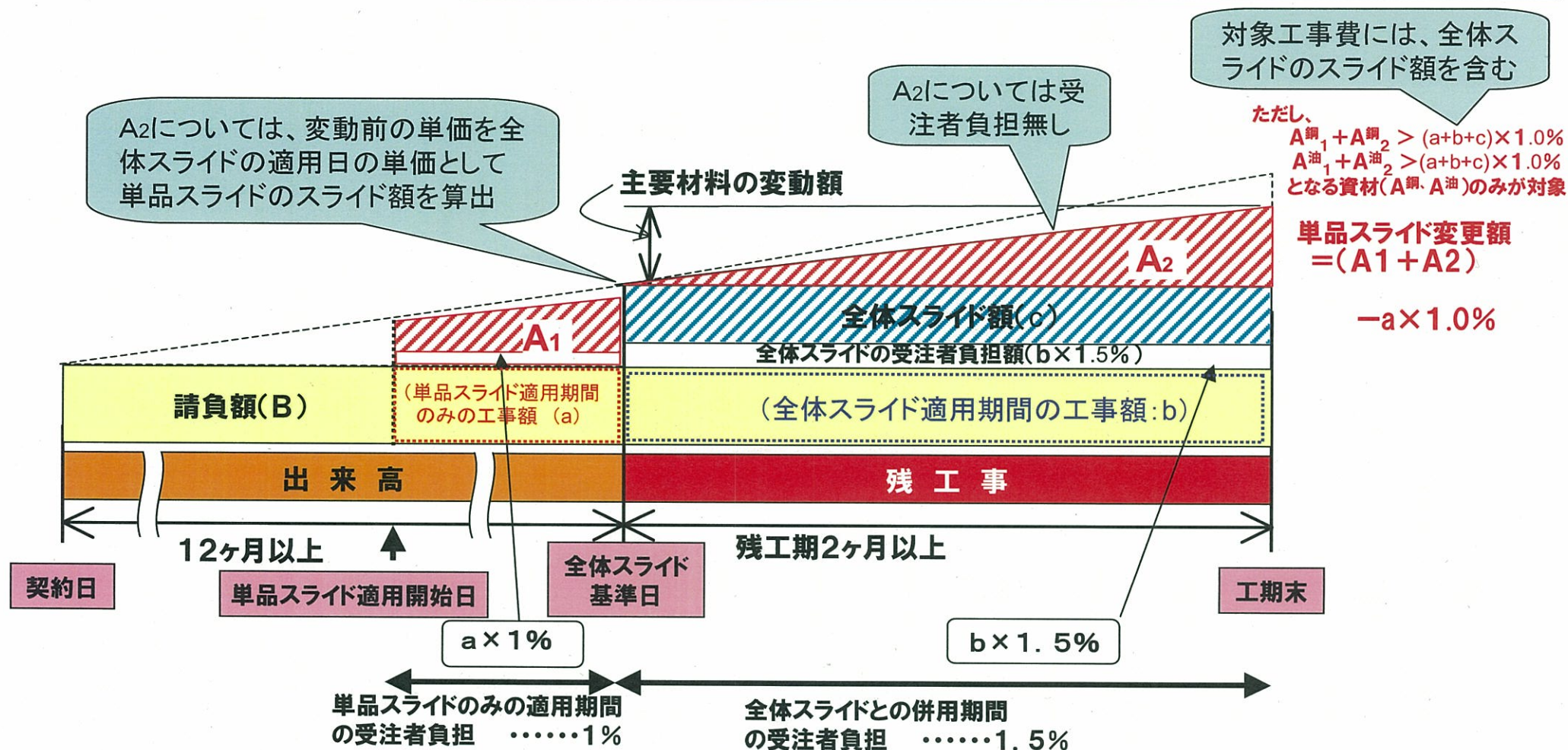
p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価(搬入・購入時期毎の数量に応じ、加重平均値。ただし、購入先や購入時期、購入金額等を受注者が証明していない燃料油分については、工事期間の平均値。)

D : 各対象材料について算定した対象数量

P : 対象工事費

全体スライドと単品スライドの併用について

- ・全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間は、
 - ①単品スライドの変動前の単価は全体スライドの基準日の単価
 - ②単品スライドの受注者負担はなし
- ・単品スライドは、変動額が対象工事費(全体スライドのスライド額を含む)の1%以上変動している場合に発動可能

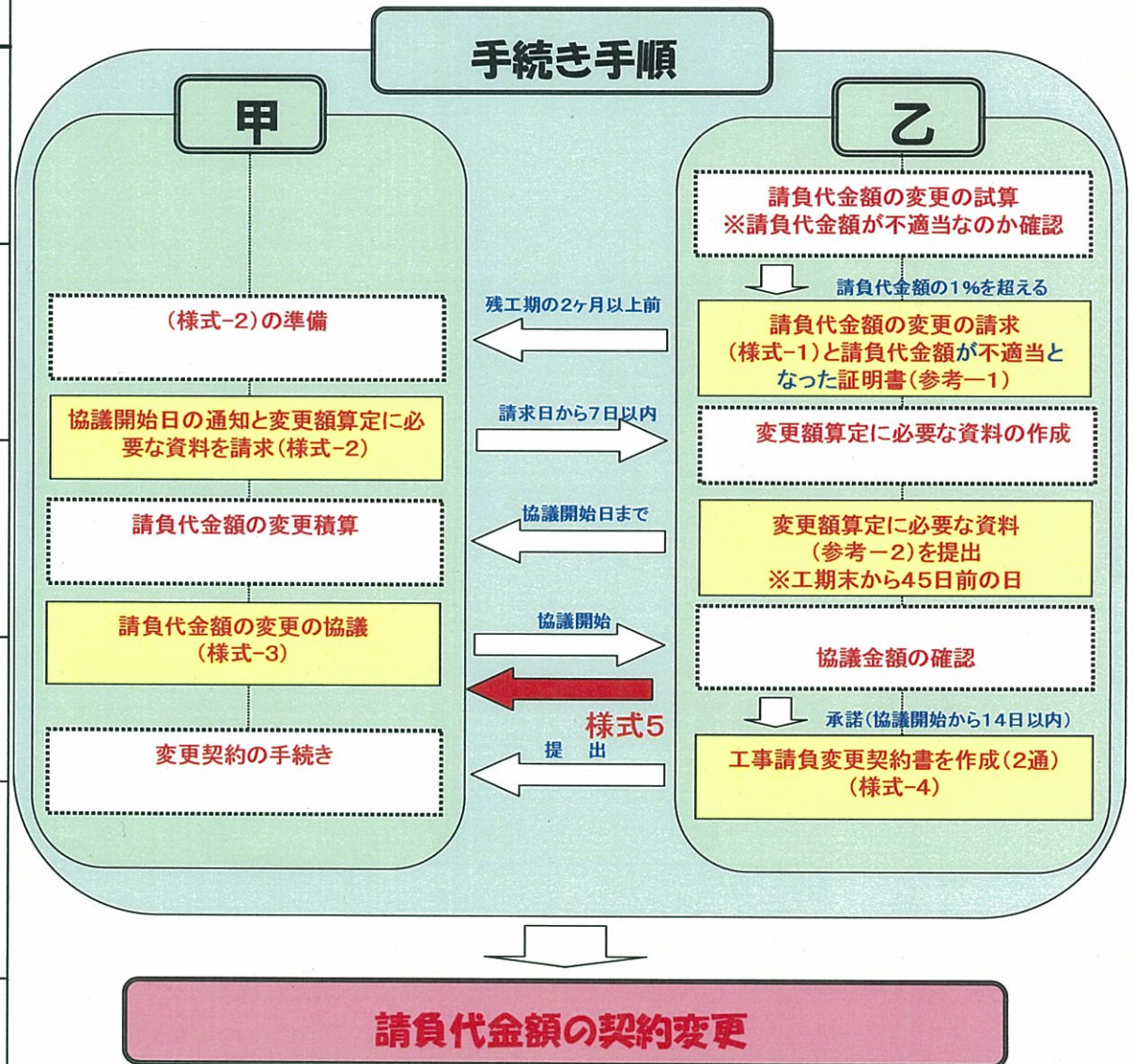


申請及び提出書類一覧表

○申請および提出書類一覧表

・発注者 = 甲 ・請負者 = 乙

様式	名称	内 容	備 考
1	〇〇工事の物価の変動に基づく請負代金額の変更について(請求)	工事請負契約書第25条第5項に基づき請負代金額の変更を乙が請求するもの。	・残工期が2ヶ月以上必要。
参考-1	請負代金額が不適当となった証明書(提出)	工事請負契約書第25条第5項に謳われている「請負代金額が不適当となったこと」を証明する資料で請求時に提出するもの。	・請負代金額の変更の請求時に提出。
2	〇〇工事の物価の変動に基づく請負代金額の変更について(通知)	乙から請求を受理した後、協議開始日および請負代金額の変更額算定に必要な資料の請求を付して乙に通知するもの。	・協議開始日は、請求があった日から7日以内に乙に通知。 ※協議開始日は、工期末から45日前。(原則)
参考-2	請負代金額の変更の対象材料証明書(提出)	乙が請負代金額の変更額算定に必要な資料を監督職員に提出するもの。	・協議開始日までに甲に提出。
3	〇〇工事の物価の変動に基づく請負代金額の変更について(協議)	請負代金額の変更について、甲から乙に対して金額の協議をするもの。	・協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め乙に通知する。
4	〇〇工事請負変更契約書(第○回変更)	様式-3により成立した金額にて請負代金額の変更契約をするもの。	



※部分払いの範囲を当スライドの対象とする場合は、部分払いの請求時にその旨を記載すること。(〇〇様式)を参照。

申請及び提出様式

<様式-1>

平成 年 月 日

<参考-1>

平成〇〇年〇月〇〇日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 〇〇 〇〇 殿

請負者
代表者
住 所
氏 名

× 〇 × 〇 × 工事に係る

工事請負契約書第25条第5項の適用に基づく請負代金額の変更請求について

標記について、平成 年 月 日付け契約締結した標記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、契約書第25条第5項に基づき請負代金額の変更を下記の通り請求します。

記

1 工 事 名 × 〇 × 〇 × 工事

1 請 負 代 金 ￥

1 工 期 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

1 請負代金額の変更を

【請求する工事材料を具体的に記載】

※請求の際、実際に購入した際の価格（数量及び単価）購入先、当該対象工事材料の搬入等の月を証明できる証明書類を添付すること。

なお、同時に請求できない場合は請求後速やかに提出すること。

請負代金額が不適当となった証明書（提出）

請負代金額が不適当となった証明書を下記のとおり提出します。

工 事 名

記

品 目	規格	単位	数量			材料単価			金額 (差 額)	備 考
			契約	部分払い	対象	契約時	購入時	差額		
記載例										
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇.〇	〇〇.〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	単価の根拠等を記載する。
△鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇.〇	〇〇.〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	
□鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇.〇	〇〇.〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	
鋼材計									〇〇.〇〇	○(該当する)
○油	○	L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇.〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇.〇〇	
□油	○	L	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇.〇〇	
燃料油計									〇〇.〇〇	×(該当しない)
合計									〇〇.〇〇	該当品目合計
請負代金額 の1/100			〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇(契約金額)－〇〇,〇〇〇,〇〇〇(部分払い)×1/100＝ 〇,〇〇〇,〇〇〇						〇,〇〇〇 〇〇	
スライド額									〇,〇〇〇 〇〇	

(注)

1. 請負代金額が不適当となった証明書については、単価増となった根拠資料（物価資料等）を併せて提出すること。

※請負代金額の変更を請求するにあたっては、工事請負契約書第25条第5項に謳われている「請負代金額が不適当となったこと」を証明することが必須条件のことから当資料の提出が無い場合は、請負代金額の変更を請求出来ない。

申請及び提出様式

<様式-1>
平成〇〇年〇月〇日

<参考-1>
平成〇〇年〇月〇〇日

請負代金額が不適当となったことに関する資料(提出)

請負代金額が不適当となった証明書を下記のとおり提出します。

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇 殿

又は
分任支出負担行為担当官〇〇地方整備局
〇〇事務所長 〇〇 〇〇 殿

請 負 者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

平成〇年度 〇〇〇〇工事の物価の変動に基づく請負代金額の変更について(請求)

現在履行中の標記工事について、工事請負契約書第25条第5項の規定に基づき、請負代金の変更を請求する。

なお、請負代金額が不適当となったことに関する資料を別紙「参考-1」により提出します。

工 事 名

記

品 目	規格	単位	数量			材料単価			金額 (差額)	備 考
			契約	部分払い	対象	契約時	購入時	差額		
記載例										
○鋼	○	t	〇〇〇. 〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇〇〇	〇〇. 〇〇〇	〇〇. 〇〇〇	〇〇. 〇〇〇. 〇〇〇	単価の根拠等を記載する。
△鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇〇〇	〇〇. 〇〇〇	〇〇. 〇〇〇	〇〇〇. 〇〇〇	
□鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇〇〇	〇〇. 〇〇〇	〇〇. 〇〇〇	〇〇〇. 〇〇〇	
鋼材計									〇〇. 〇〇〇. 〇〇〇	○(該当する)
○油	○	L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇〇〇	
□油	○	L	〇. 〇〇〇	〇. 〇〇〇	〇. 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇	〇〇. 〇	〇〇〇. 〇〇〇	
燃料油計									〇〇〇. 〇〇〇	×(該当しない)
合計									〇〇. 〇〇〇. 〇〇〇	該当品目合計
請負代金額 の1/100			〇〇〇. 〇〇〇. 〇〇〇(契約金額) - 〇〇. 〇〇〇. 〇〇〇(部分 払い) × 1/100 = 〇. 〇〇〇. 〇〇〇						〇. 〇〇〇. 〇〇〇	
スライド額									〇. 〇〇〇. 〇〇〇	

(注)

1. 単価増となった根拠資料(物価資料等)を併せて提出すること。

※請負代金額の変更を請求するにあたっては、工事請負契約書第25条第5項に謳われている「請負代金額が不適当となったこと」を証明することが必須条件のことから当資料の提出が無い場合は、請負代金額の変更を請求出来ない。

※請負代金額の変更を請求するにあたっては、工事請負契約書第25条第5項に謳われている「請負代金額が不適当となったこと」を証明することが必須条件のことから当資料の提出が無い場合は、請負代金額の変更を請求出来ない。

今回の単品スライドについて

国土交通省直轄工事において、**最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ**、工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)に基づく請負代金の見直しを円滑に行うことが出来るよう、本条項の当面の運用ルールを定めた。

これは、**昭和55年以来28年ぶりの措置**であり、工事請負契約書に本条項を設けてからは、初めての発動となる。

「単品スライド」とは、工事請負契約書第25条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置。

○条項発動の対象となる工事

- 6月13日時点で継続中の工事
- 今後新規発注する工事

【留意事項のポイント】

- ① 継続中工事の「既済検査＋支払い」の扱い
→ 既済検査時に「条項適用条件」が付与されているか否か？
- ② 発動期間
→ 当面の間の暫定的措置であり、恒久的措置ではない。
(今後の資材価格の動向を踏まえて、今後の対応を判断)

今回の単品スライドの対象資材

対象資材は、「鋼材類」と「燃料油」

鋼材類： H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等
(ただし、非鉄金属は含まない)

燃料油： 軽油、ガソリン、混合油、重油

対象工事費の1%を超える品目が対象

- 鋼材類、燃料油について、「**品目類ごとの増額分**」が**対象工事費の1%を超えるものが対象**
(※ 「品目類ごとの増額分」とは、鋼材類を例にすれば、H型鋼、異形棒鋼……などの合計額)
(※ ただし、鋼材類と燃料油の増額分の合計額が1%を超えるものを対象とする主旨ではない)

各資材価格の変動による工事価格の上昇への影響が客観的に説明可能なことが必要

- 個別の資材価格が積算の内訳を構成している要素である場合
- 上記以外でも、個別の資材価格の変動による工事価格への上昇の影響が
客観的に説明可能な場合 (例: 燃料油が積算内訳の構成要素でない資材運搬費など)

「対象工事費」について

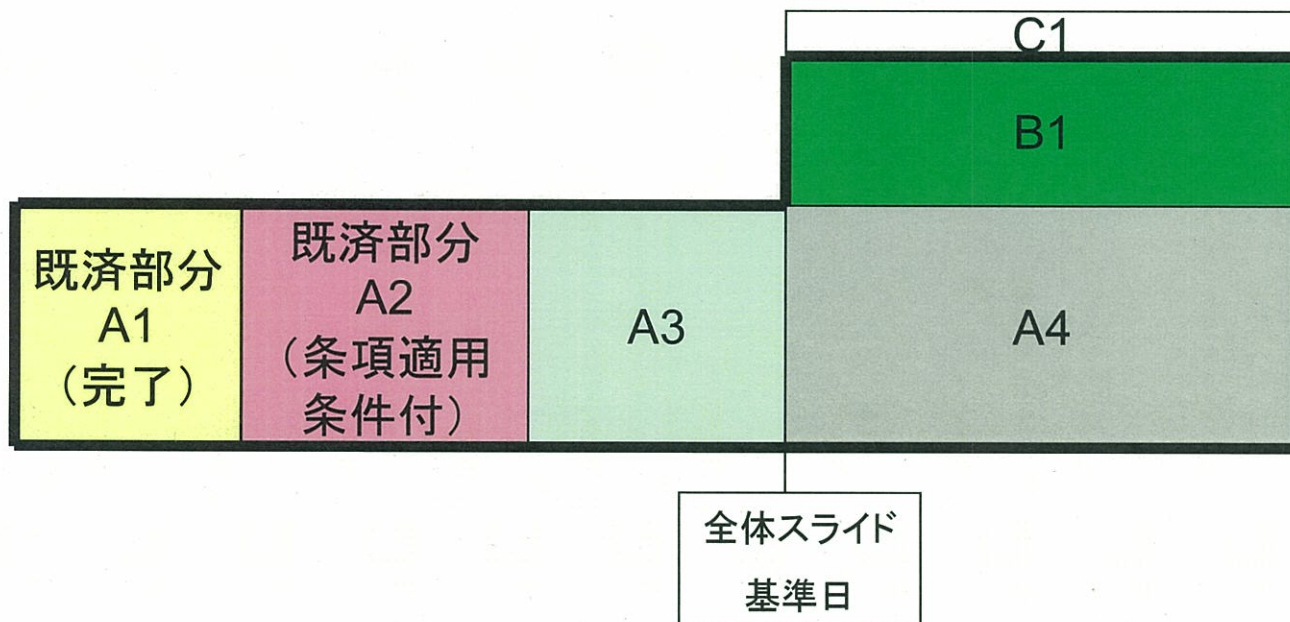
「対象工事費」とは、基本的には「最終的な全体工事費」

● ただし、以下の部分は除かれる。

- ① 本条項適用以前に「既済部分検査＋支払い」が完了している部分
- ② 条項適用条件を付すことなく「既済部分検査＋支払い」が完了している部分

対象工事費の概念

(全体スライドを適用した場合の工事例)



当初契約額: $A1 + A2 + A3 + A4$

全体スライドによる増額分: B1

全体スライドの受注者負担C1
= 残工事費の1.5%

対象工事費は

$A2 + A3 + A4 + B1$

申請・協議の手続きについて

○単品スライドの請求は、工期末の2ヶ月前まで

但し、工期末が平成20年9月30日以前の工事は、工期内であれば7月30日まで請求が可能

工期が7月30日迄の工事

請求時期は工期末まで

工期が7月31日～9月30日迄の工事

請求時期は7月30日迄

工期が10月1日以降の工事

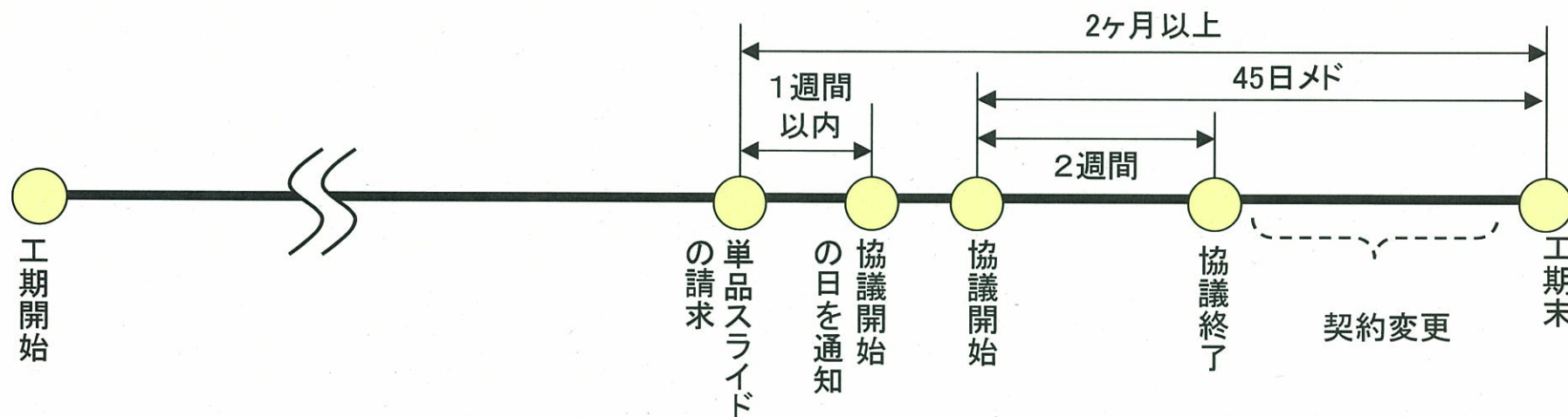
請求時期は工期末の2ヶ月前まで

○部分引き渡しを行う「指定部分」は、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

(工期が平成20年9月30日以前の工期は、上記と同様)

○今後既済部分検査・出来高部分払いなどがある場合は、その部分を請負者がスライド変更を対象とする希望がある場合は出来高部分の確認を甲に請求する際、希望する旨を「請負工事既済部分検査請求書」に併せて記載する。

なお、適用を希望した場合は以降の工事全てが単品スライドの対象となる。



スライド額の算定方法

1. スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類〕 現場に搬入された月の実勢価格

(注)複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕 購入された月の実勢価格

(注1)複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

(注2)月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

加重平均の計算例

	購入数量	購入単価	購入金額
2月	1,000	100	100,000
3月	1,000	110	110,000
6月	2,000	120	240,000
合計	4,000		450,000
加重平均		112.5(スライド額の計算で用いる単価)	

2. スライド額の計算で用いる対象数量

設計図書に記載された数量

注1)一式計上の仮設工等は、発注者の設計数量

注2)各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

注3)部分引渡しをした工事の部分については、単品スライド条項の適用外

注4)部分払※の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項の適用外

※ 請負者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。

3. 請負者が提出する証明書類

実際に購入した対象材料の下記を証明する書類

①価格(数量及び単価)

②購入先

③搬入・購入の時期

注1)証明書類を提出しない場合は対象とならない

注2)燃料油について証明書類が揃わない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されれば、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認める。